

共済給付金申請書

(一財) 飯田勤労者共済会 様

年度	
----	--

給付事由が発生したので関係書類を添えて申請します。

事業所名		事業所番号		会員番号	
フリガナ		会員住所			
会員氏名		印			
(T. S. H. 年 月 日生)(男・女)					

↑ 会員本人が亡くなられた場合、印は不要です。

	給付事由	証 明 内 容			
就職	地元定着促進 就職祝金	卒業学校名	卒業日	令和	年 月 日
			入社日	令和	年 月 日
結婚	結婚祝金	配偶者氏名	婚姻届提出日 年 月 日		
銀婚 金婚	銀婚・金婚	配偶者氏名	婚姻届提出日 昭和・平成 年 月 日		
出生	出生祝金	子の氏名	生年月日 年 月 日		
小学校	小学校入学祝金	入学者氏名	生年月日	年 月 日	
中学校	中学校入学祝金		入学日	年 4 月 1 日	
7年 15年	退職慰労金 (50歳以上)	共済会加入期間 年 月 日～ 年 月 日	加入年数 年		
14日 30日	傷病見舞金	傷病名			
		休業期間 年 月 日～ 年 月 日	日数	日間	
本人 配偶者 子 親	死亡見舞金	死亡者氏名	男・女	死亡日 年 月 日	
		会員との関係	本人・配偶者・子(妊娠 か月)・父・母		
※本人死亡のみ記入の場合	受取人代表者氏名(続柄)		住所		
		印			
	住宅災害見舞金				

共済会 記入欄	コード		金額		円	発生日	年 月 日
------------	-----	--	----	--	---	-----	-------

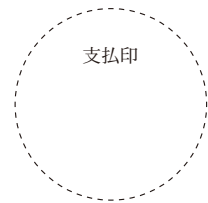
振込口座		(左づめでご記入ください)					
		銀行	農協	金庫	支店	普通	
		信金	信組	その他	支所	当座	
フリガナ							
名 義							

*振込口座につきましては、事務処理の都合上、可能な限り飯田信用金庫をご指定ください。
 *振込みを希望する口座については、金融機関支店(支所)名・種目・口座番号・口座名義(フリガナ)をご確認の上、正確に記入してください。
 *ゆうちょ銀行を選択された場合は、通帳見開き下部に記載の「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」を記入してください。

事業主証明欄	
上記のとおり会員に給付事由があったことを証明します。	
	年 月 日
事業所名	_____
代表者氏名	_____ 印

- *太枠欄へ記入・押印してください。
- *給付事由1件につき、1枚の申請用紙にご記入ください。
- *必要な添付書類は裏面をご覧ください。

扱 者	入 力		支 払
			合・否



飯田勤労者共済会共済給付金一覧表

〔令和3年4月1日施行〕

給付金の請求は給付事由が発生した日の翌日から起算して3年間有効です。お早めに手続きをしてください。

給付事由		給付金額(円)	添付する証明書類等(●印が必要な添付書類です)		
祝 金	地元定着促進就職祝(会員の地元就職)	10,000	※共済給付申請書へ事業主の証明を受けてください。 ●卒業証明書等の写し (注)新規高卒者等で卒業後直ちに地元会員事業所に採用され、採用日の翌日から6か月を経過した時点を給付発生日とします。		
	結婚祝(会員の結婚)	10,000	※共済給付申請書へ事業主の証明を受けてください。		
	金婚祝(会員の金婚:結婚50年)	10,000	●戸籍抄本(写しでも可) (夫婦で申請の場合は、謄本1通でも可) ※発生日後の証明を添付してください。		
	銀婚祝(会員の銀婚:結婚25年)	10,000			
	出生祝(会員または配偶者の出産)	10,000			
	小学校入学祝(会員の子)	8,000	※共済給付申請書へ事業主の証明を受けてください。		
	中学校入学祝(会員の子)	8,000			
慰 労 金	50歳以上 退職慰労金	会員期間7年以上15年未満 20,000	※共済給付申請書へ事業主の証明を受けてください。 ※脱会の理由が「任意」あるいは「死亡」の場合は、退職慰労金の給付は受けられません。		
		会員期間15年以上			
傷 見 病 金	休業連続14日以上(休日を含む)	8,000	※共済給付申請書へ事業主の証明を受けてください。		
	休業連続30日以上(休日を含む)	10,000	※第三者の証明を求める場合があります。		
健 管 理	健康管理給付(40・50・60歳到達時)	6,000	※誕生月に「健康管理給付申請書兼証明書」を送付しますので、事業主の証明を受けてください。		
特 別 給 付 金	70歳特別給付金	70歳を迎えられた会員	3,000	※誕生月に「70歳特別給付申請書兼証明書」を送付しますので、事業主の証明を受けてください。	
	第2号会員特別給付金 (65歳以上で入会した会員)	入会后5年を経過した会員	8,000	※入会后5年を経過した月に「第2号会員特別給付申請書兼証明書」を送付しますので、事業主の証明を受けてください。	
	高齢者会員特別給付(71歳以上の会員)		記念品	※毎年記念品をお贈りします。	
死 亡 見 舞 金	会員	100,000	(注)会員が亡くなられた場合は、事務所まで連絡してください。 ●死亡診断書又は死体検案書の写し(除籍抄本の写しでも可)		
	配偶者	30,000	※共済給付申請書へ事業主の証明を受けてください。		
	子	10,000	※妊娠4ヶ月を経過した「死産」あるいは「流産」の場合、子として死亡見舞金の対象となります。		
	親(会員の実・義・養・継父母)	6,000			
重 度 障 害 金	障害労災基準の1・2級程度	100,000	●医師の発行する身体障害者診断書(意見書) ※重度障害見舞金の給付を受けると死亡見舞金の給付は受けられません。 ※労働災害以外は対象となりません。		
住 宅 災 害 見 舞 金	【火災等】 火災・落雷・爆発 外部からの衝突 第三者の加害行為 水漏れ	全焼・全損 半焼・半損(50%以上)	100,000	◇会員の居住する建物又は家財が損害を受けた場合が対象です。 (ただし、自然災害における家財の損害は対象となりません。) ◇住宅災害見舞金は(一財)全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)と保険契約を締結して給付をします。共済会会員は全労済協会の被保険者となります。 (注)被災したら速やかに事務局まで連絡してください。 事務局が全労済協会に連絡し事務処理を進めます。	
		一部焼 一部損	30%以上50%未満		70,000
			20%以上30%未満		50,000
			20%未満		20,000
	【自然災害】 地震・噴火・津波 暴風雨・高波・豪雨 雪崩・降雪 以上を原因とする 火災・爆発も含む	全壊・流失(70%以上)	30,000	●火災時には関係官署発行の「罹災証明書」が必要となります。 ※その他被害の詳細がわかる書類の提出を求められる場合があります。 (注)住宅災害見舞金の対象には、水道管の破裂を原因とする建物の被害や落雷を原因とする電気機器の被害も含まれます。	
		半壊(20%以上)	15,000		
		床上浸水	6,000		
一部壊		3,000			
住宅災害による同居親族の死亡		10,000	●死亡診断書又は死体検案書の写し(除籍抄本の写しでも可)		

(注) 65歳以上で新規に入会した(第2号会員)場合

- ・共済給付事業については、特別給付金(第2号会員特別給付金、高齢者会員特別給付)、住宅災害見舞金のみ適用となります。
- ・自己啓発・余暇活動事業、健康維持増進事業、生活設計事業はすべて適用となります。

(注) 給付事由1件につき、1枚の申請用紙にご記入ください。